

占領期における戦争責任論

はじめに

「国際化」の必要性が声高に叫ばれている今日、皮肉なことに日本人自身の自己イメージ・自己認識と諸外国の対日イメージ・対日観の間には巨大な深淵が横たわっている。特に、満州事変から太平洋戦争に至る一連の戦争⁽¹⁾一五年戦争の歴史的評価や日本国家と日本人の戦争責任の問題という領域において、そうした溝の深さは、とりわけ深刻である。筆者は、すでに日本人の戦争責任観の特質や歪みを分析した二つの論文を発表しているが、⁽²⁾本稿では、そのような特質や歪みが何故生じたのか、という問題を歴史的に解明する作業の一環として、敗戦直後の時期⁽³⁾一占領期における戦争責任論の分析にとりくん

吉 田 裕

でみることにしたい。具体的な課題は、次の二点である。

第一は、当時発行されていた諸雑誌の論調の分析を中心にしなが⁽⁴⁾ら、当該期の戦争責任論の「鳥瞰図」を自分なりに作ってみることである。その場合に、すでに先行研究等⁽⁵⁾でよく知られている論者の戦争責任論は、できる限り省略することにした。第二には、その後、充分に継承され発展させられることのなかった当時のすぐれた戦争責任論を掘りおこしつつ、当該期の戦争責任論の歴史的限界や歴史的制約をも可能な限り具体的に明らかにし、そのことによって今日の戦争責任論の課題を展望することである。

(1) 「一五年戦争史研究と戦争責任問題」(洞富雄他編『南京事件を考える』六月書店、一九八七年)、「日本人の一五

年戦争観と戦争責任問題」(『歴史評論』一九八八年八月号)。

(2) 分析にあたっては、主としてメリーランド大学ブランゲ文庫所蔵の雑誌を利用した。なお、以下の叙述でGHQによる検閲についてふれている箇所は、全て同文庫所蔵の検閲文書によっている。

(3) 赤澤史朗「象徴天皇制の形成と戦争責任論」(『歴史評論』一九七六年七月号)、荒敬「東京裁判・戦争責任論の源流」(同上、一九八四年四月号)、『思想』一九八四年五月号の「特集Ⅱ東京裁判」等。

一 敗戦と日本の民衆

一五年戦争の敗北によって、日本の民衆の多くは、かつての「軍国主義」と訣別し、新しい価値¹⁾「民主主義」を積極的に受容してゆくことになった。しかし、安丸良夫『日本ナショナリズムの前夜』(朝日新聞社、一九七七年)が、「多くの民衆は、戦争と敗戦にいたる過程を『ダマサレタ』という論理でとらえて納得したが、そこには、戦争責任をみずからのものとする意識が欠落しているとともに、旧い価値とのふかい内面的な対決を経ないままに、いち早くあたらしい価値を受容してゆく姿態が表現されていた」と指摘しているように、民衆意

識のありようの中には主体的な戦争責任論の欠落とでもいうべき状況がみられた。戦時下の自己のあり方を支えていた旧い価値観の克服のためには、一人一人の民衆が自己の戦争協力や戦争責任の問題をいかに総括するの、かというきわめて主体的な思想的営為が必要であるが、民衆の多くはその課題をいわば迂回して新しい状況に適應しようとしたのである。

こうした民衆意識は、国家指導者に対する批判の契機²⁾に内包している限りでは、東久邇内閣の「一億総懺悔」論的な指導者免責論に対する阻止要因ともなりえたが、他方では、指導者の戦争責任を問うた極東国際軍事裁判(以下、東京裁判)に対する著しく受動的で消極的な姿勢を生み出すことにもなった。この点についてアメリカ國務省のシチュエーション・レポートは、³⁾「東京裁判に対する日本人の反応は審理の諸局面で著しく変化はしたが、その反応の基礎に常にあったものは、運命論的な黙従の態度であった。彼らは国家指導者の連合国による訴追を、敗戦の避けることができない結果とみなしている」と指摘した上で、降伏後ある時期までは指導者の戦争責任の明確化を求める世論が強かったにもかかわらず、

しだいにそうした要求は、他国の支配の下での迅速な国家的再建のためには国民的統一こそが不可欠であると考える方に従属してゆくようになったと報告している。

このような状況の中で、いびつで一面的な戦争責任論が論壇を横行することになる。まず目につくのは、自らの戦争協力の問題を隠蔽ないし合理化し、自己を被害者・犠牲者の位置に置こうとする文化人の議論である。

例えば、積極的な戦争鼓吹者であった漫画家の近藤日出造は、『漫画で呪む』(『家の光』第二二巻第六号、一九四六年)の中で、「戦争前は、何でもあつたつけ。ほんとに楽しい生活だつたつけ。と思ふたびに憎くなるのは、『第一級戦争犯罪者』でもある。われわれ国民は全部、かれらにだまされ、利用され、真相を知らずに、『一心』で戦争に協力してきたが、これは、今思へば知らないからのこと、だまされたからのこと」と言い切り、文学者の戦時動員に大きな役割を果たした菊池寛も、『話の屑籠』(『キング』第二二巻第一号、一九四六年)の中で、「こんな無謀な、準備のない、しなくつてもいゝ戦争を始め、しかもこんな惨敗を喫した国家はないだ

らう」として、国民の言論を抑圧しながら戦争を開始した国家指導者を糾弾しつつ、他方で、「一旦大詔が渙発され、ば、国民としては、極力命令を奉じて、亡国の戦ひのため、その最愛の子弟を殺し、塗炭の苦しみを嘗める外はなかつたのである」と書いている。菊池のこの議論の場合、満州事変や日中戦争が完全に視野の外に置かれているのが、きわめて印象的である。

同時に、戦争責任の問題を敗戦責任に矮小化させようとする議論も少なくなかった。ここでは、「敗戦責任者」として「国力特に軍需産業生産力の不足を無視又は知らず、若しくは知り得るが如き機構を整へず、資料を整備せずして開戦したる者」、「開戦以後生産力拡充に無能怠慢なりし者」等々を例示して彼らを裁くための特別裁判所の設置を提唱した、田辺忠男の「敗戦責任者を糾断せよ」(『ダイヤモンド』第三三巻第一四号、一九四五年)、田辺ほど「敗戦責任」の意味を限定的にとらえてはいないが、「戦争犯罪人の追及―それは正しい。しかし、そうゆうスローガンは、戦争に協力したマジメな日本勤労人民をも含める嫌ひがないでもない」として、「敗戦と亡国の責任者を追及するといふ、スローガン」を提唱し

た『民論』一九四六年六月号の社説「敗戦責任者は謹慎せよ」をあげておきたい。

さらに、内海愛子・村井吉敬『赤道下の朝鮮人叛乱』（勁草書房、一九八〇年）が、「私たちは戦後、戦争相手であった、おなじ帝国主義国家に対しての戦争責任や戦争犯罪を問題にし、西洋の民主主義や科学に近づくことが戦争の責任をとることと同義にすら考える思想に馴染まされてきた」と書いているように、戦争責任問題の処理を「民主化」と等置する主張もみられた。例えば、日本経営者団体連盟発行の『日経連タイムス』第二五号（一九四八年）のコラム「赤外線」は、東京裁判の判決についてふれて、『平和に対する罪』についてすべての日本人は深刻に反省しなければならない」とした上で、「われ／＼日本人が真に民主主義を理解し日本人全体がこの考えに徹すれば平和国民たり得るのである、すなわちすべての日本人は民主主義を信奉し『平和に対する罪』の意義を十分理解し積極的な平和愛好国民として生きねばならない」と主張しているが、そこには民衆自身の戦争協力の問題を真摯に問い直そうとする内省的な姿勢が全くと言っていいほど感じられないのである。

(1) 栗屋憲太郎編集・解説『資料日本現代史2 敗戦直後の政治と社会①』（大月書店、一九八〇年）参照。

(2) U. S., Dept. of State, "Japanese Reactions to Class A War Crimes Trial", August 27, 1948 (O. S. S./State Dept., Intelligence and Research Reports, Pt. 2, Reel 5, University Publications of America, INC).

二 民衆の戦争責任の問題をめぐって

しかし、主体的な戦争責任論という角度から問題を考えた時、民衆自身の戦争責任の問題をめぐる様々な論点が、すでにこの段階で提起されているのがわかる。その一つは自分自身の戦争協力・戦争責任に対する真摯な自己批判が存在したことであるが、この問題では、まず、「われわれは、いま、真実を語ることを許されてゐるがはたして心から真実を語つてゐるだらうか。他人を評する前に、まづ自分のことを反省してみる。自分のことにさへ、真実を語れないものが、どうして他人のことを云し得ようか」として、戦争の本質が帝国主義戦争であることを自覚しつつ、弾圧に対する恐怖と生活の糧を失なうことに對する恐れから、しだいに一五年戦争を受け入れていった自己の心理的プロセスを赤裸々に告白した、

島田晋作「四等国民に訴ふ」(『月刊さきがけ』第一卷第一号、一九四五年)、東京裁判の檢察側証人として戦意高揚のための紙芝居を法廷で実演した佐木秋夫が、戦争協力に対する自責の念を綴った「紙芝居と戦犯」(『農村文化』一九四六年七月号)などをあげることができる。

また、A級戦犯容疑者の中にも、畑俊六のように、自己の責任を明言した人物もいた。畑は、拘禁直前のインタビュー、「国民に詫言」(『日本週報』第二号、一九四五年)の中で、国策の決定に直接かかわったことはないが、陸軍内部の下剋上の氣運を制止できなかったことや、陸軍の敗北と解体には直接の責任を負っているとした上で、「こんな不詳事件(不詳事件)を大量に起した歴史はなかった。この点から見ても軍隊自身が随分墮落(墮落)してゐた訳だ」、「職業軍人と召集されてなつた軍人とは別にして考へなければいけない。応召軍人は、これは一般の国民であつて、当然戦争の責任はない。〔中略〕しかし、職業軍人には、これは何といつても責任がある。どうしても戦争責任は免れ得ない」と語っている。敗戦責任論への傾斜がみられるとはいへ、指導者自身の自己批判としては、かなり踏みこんだ内容のものといえるだろう。

さらに、戦時下の自分自身の行動、さらには国民全体の行動に関する自己批判的言及としては、憲法学者の宮沢俊義の発言が重要である。宮沢は、座談会「木戸日記をめぐって」(『評論』第一八号、一九四八年)の中で、軍部の行動に異論や異和感をいだきながらも結局は「戦争への道」を受け入れていった重臣たちの行動を念頭におきながら、木戸幸一日記について次のように発言しているのである。

これを読むと、重臣その他の指導者達の態度に対して、非常な不満と遺憾の念を覚える。と、同時に、結局彼らの態度は、程度の差はあるけれども、われ／＼国民自体のその反映だということを考えさせられる。いわば我我自身の一番の急所又は弱点というものが、ここにフットライトを浴びて現われておるといふ感じでして、何というかまことに慚愧に堪えない—というのも変だけれども、実のところそういう気持です。だから心から反省させられます。

こうした様々な形で自己批判が存在する一方で、民衆自身の加害責任をはっきりと自覚した論稿も少なく

い。南京事件に代表される中国民衆への残虐行為をとりあげて、「過去に於て我々が喰った食物我々が着た衣服の中にはすべて中国民衆の血の一滴が浸み込んでゐたのである。それは国民的罪科であり、その責任は国民全体が負はなければならない」とした金子廉二「天皇の軍隊」(『人民評論』第二巻第三号、一九四六年)、国内においては全くの無権利状態におかれていた日本の民衆が、同じ被抑圧者の立場にあったアジアの民衆に対する蛮行を是認した事実を指摘して、「吾々の心底に巢喰ふ封建的資本主義的排他主義と利己主義とを根絶すること」を主張した中西功「アジアの新生」(『言論』第一巻第一号、一九四六年)、他民族への残虐行為に対する日本の民衆の「不感症」の原因を、「自由にして平等な人格をもった個人の共同生活の道德」の欠如に求めた山川均「国民の道義は低下したか?」(『太平』一九四六年一月号)、などがそれであるが、そこには民衆自身の加害責任に対する自覚が、程度の差こそあれ、はっきりと読みとれるのである。

同時に注目するのは、マスコミや「進歩的文化人」のかつての戦争協力の問題をとりあげた論者も少数

ではあるが存在したことである。例えば、奥屋熊郎「東京裁判断罪の日に」(『放送』第八巻第一号、一九四八年)は、「戦犯的素質を多分に内包しながら、酒々と人を導く側に立とうとする向がある」として、戦時下における「文化指導者」の位置にあったラジオと新聞の戦争責任の問題を正面から論じているし、プロレタリア文学運動の担い手の一人であった鹿地亘の「裁くものと裁かれるもの」(『文化革命』一九四八年六月号)も、福田恒存の批判に反論しながら、「私たちの同志の間にさえ、弱気からの反省の表示に対する臆病さや、気やすめの言い逃れ、あるいは黙つて口を拭つている事実がないとはいえない。このことは一つの問題だ。(『中略』)私たちの弱さ、文化人らの弱さは弁解ぬきに反省され、過去は小気味よく清算されぬばならない」と指摘しているのである。以上の簡単な概観からも、民衆の戦争責任の問題をめぐる重要な論点が、すでにこの段階で提起されていることが理解されよう。

しかしながら、議論の全体の流れが、必ずしも主体的な戦争責任論を深化させる方向に向わなかったのも事実である。そして、その場合、重視しなければならないの

は、最も精力的に戦争責任の問題をとりあげた左翼や「進歩的文化人」の議論それ自体の中に、主体的な戦争責任論の深化という角度からみた時、大きな歪みははさまれていたことである。以下、ここでは、具体的な事例に即しながら、この問題について考えてみることにしよう。

第一の事例は、日本共産党出版部編『人民の手で戦争犯罪人を』（人民社、一九四六年）である。共産党の戦争責任論を体系的に示したこの小冊子の最大の特徴の一つは、「今度の戦争の原因は、少くとも満州事変までさかのぼって考へなければならぬ」とした上で、一連の侵略戦争と絶対主義的天皇制との密接不可分の関係を明らかにしようとしている点に求められる。同時に、注目に値するのは、この小冊子が、「考へ違ひをしてはならぬことは、戦争犯罪人とはいはゆる軍閥・財閥・政界の巨頭、高位高官の者、いはゆる知名の士のみの問題ではないといふことである」、「同じ人民の中で人民の中に立ち混つて、われわれを裏切り、支配階級に奉仕して私腹を肥やした卑怯者こそ、最低級の戦争虐政犯罪人なのだ」という形で、民衆内部の積極的戦争協力者の存在を厳し

く糾弾していることである。その限りでは、「社会民主主義主要打撃論」に傾く危険性を内包しながらも、民衆の戦争責任の問題を一応視野に入れているといえるだろう。

とはいえ、たとえ積極的な協力者ではなかったにせよ、何らかの形で戦争に協力せざるをえなかった多くの民衆の戦争責任の問題をどう考えるのか、さらには、自陣営内部の人士の戦争協力・戦争責任の問題を如何に考え如何に処理するのか、という発想がこの小冊子には全く欠落している。そのため、戦争責任追及の具体的方針が、結局は、「人民大衆が各自の工場から、各自の部落から、各自の団体から、各自の経営内から、各自の勤務先から、各自の市町村から、各自の学校から、戦争犯罪人を追ひ出すこと」に一面化されているのである。民衆の戦争協力の事実を考えるならば、ここでいう「人民大衆」が、現実的・歴史の実態を伴わないきわめて抽象的・観念的な存在であることは否定することができない。総じてこの小冊子には、戦争責任問題に対する内省的問いかけが欠如しているといわざるをえないだろう。⁽²⁾

左翼や「進歩的文化人」の側の戦争責任論のもう一つ

の事例は、真下信一・飯塚浩二・武谷三男・中村哲・小口偉一による座談会「戦争責任の道德的糾弾―東京裁判の終結にあたって―」『社会』一九四八年（二月号）である。この座談会は、東京裁判によって指導者の法的・政治的責任は明らかにされつつあるが、「しかしそれで決してわれわれの戦争責任というものが完全に帳消しになつたとか、済んだということではない」、「一般国民、ことに日本の知識層の道德的自己批判という面は、やはりわれわれ自身が自身でやる以外に途はなかるうかと思われます」という真下の冒頭発言に示されるように、確かに、民衆や知識人の戦争責任の問題を正面から提起している。

しかし、この座談会の全体的傾向としては、戦前・戦後の自由主義者の思想と行動とに対する性急で否定的な評価が顕著であり、「けつきよく、問題をちよつと整理した形でいえば、マルキシズムの理論をいくらかでも支持している人以外には、天皇制は批判でしなかつた」という武谷の発言に代表されるように、戦時下の知識人の最大の弱点は、マルクス主義の立場に立ちきれなかつた点に求められる。だとするならば、知識人としての戦争

責任のとり方は、再び同じ誤ちをくり返さないためにもマルクス主義の思想を受け入れるということにならざるをえないであろう。ここでは、いわば、戦争協力への反省をマルクス主義への「改宗」と等置しかねない議論が展開されているのである。

(1) なお、大江志乃夫『嵐の時』（筑摩書房、一九八五年）が敗戦直後に剖腹自殺した篠塚義男陸軍中将の遺書について、「敗戦ではなく開戦の責任をとると明記したこと、国民に謝罪していること、この二点で、篠塚の遺書は他の自殺した将軍たちの遺書と大きくちがっていた」と評しているように、畑以外にも自己の責任を明確にした軍事指導者がごく少数ではあるが存在していた。

(2) 管見の限りでは共産党以外の政党の戦争責任論はきわめて乏しく、社会党も含めて、この問題への積極的言及を避けているという印象を持つ。

三 主体的な戦争責任論と知識人

しかしながら、主体的な戦争責任論の掘り下げが不充分であつたことの全ての要因を、「進歩的文化人」や左翼の思想それ自体の中にだけ求めるのは正しくない。なぜなら彼らの戦争責任論も、当該期の政治・社会情勢や

思想状況との具体的な対抗の中で形成されてきたものであり、そこには当時の時代状況ともいうべきものがはつきりと影をおとしていたからである。

この点で第一に指摘しなければならないのは、民衆の戦争責任の問題をとり上げることが、結果的には指導者の免責につながるという警戒心が知識人の間で根強かったことである。これについては、「我々は次のような誤った考え——意識的にであれ、無意識的にであれ——を徹底的に払拭しなければならぬ。日本の人民もまた連合国に裁かれる立場にあるという考え——『一億総ざんげ』の徒は極力そのように人民をしむけ、かくして東京裁判を日本における人民的基礎から浮き上らせるようにして来たのであるが——これを粉砕しなければならない」という鹿地亘「国際裁判と人民日本」(『文化革命』一九四八年八月号)の主張の中に、そうした警戒心が典型的な形で示されている。

ここで注目には値するのは、知識人の側のこうした態度にも、それなりの現実的な根拠が見い出せることである。なぜなら、天皇制擁護の論陣をはった津田左右吉の場合のように、民衆の戦争責任の問題を国家指導者(津田の

場合は天皇)の免責と直結させる議論が論壇の中にも存在したからである。津田は、「日本文化の現状について(下)」「暁鐘」一九四六年六・七月合併号)の中で、民衆がまがりなりにも存在した議会を通じて「軍部の専横」を抑制できなかったことが、「たゝかひの起りまたたゝかひにまけたことの原因であることを思ふと、たゝかひにまけたのが国民の責任であることは、明かである」として、民衆の責任を次のような形で論じている。

一つは軍部の宣伝に欺かれたからのことであり、また一つは刑罰及びその他の方法による強圧が加へられたからでもあるが、欺かれるほどに知性のはたらきが弱く、強圧^(一) 対して反発しまたは抗争するだけの気力の無かつたことは、やはり国民みづからの責任であるといはねばならぬ。そのことを思はずして陛下にその責を帰しようとするのが、考へかたとして誤まつてゐることは、いふまでもあるまい。

確かに、津田のこの指摘は、自己の戦争責任の問題を棚上げにした形で天皇の戦争責任だけを一方的に糾弾する人々の主張の一面性を鋭くつくものになっている。しかし、同時に、敗戦責任論への傾斜がみられる反面で他

民族への加害責任の自覚があまり感じられないこと、民衆の戦争責任を問うその主張が天皇の免責論を正当化するための論争上の手段と化しているきらいがあることなど、問題点も少なくない。ましてや、東久邇内閣の「一億総懺悔」論の記憶が未だ生々しい状況の下で、津田のような主張が大きな反発をひきおこすことは、ある意味で避けられないことであった。

第二に指摘しなければならないのは、民衆の戦争責任を問う声は保守派の論客の中にも存在したが、その主張は多分に両義的な性格を有していたことである。一例をあげるならば、著名な教育家として知られた大島正徳は、「政治教育について」(『文部時報』第八二七号、一九四六年)の中で、「軍閥・官僚の横暴」を許したことは、民衆にも責任の一端があるとして、次のように論じているのである。

即ち軍閥官僚は悪かつたが、その悪かつた階級や制度を作りあげたのは国民の心であるといはねばならない。「中略」といつて軍閥官僚の連中が、その大責任を免れることはできないが、我々国民としては自分の中から出した軍閥官僚であるから、最後に

おいては、我々国民精神の中に極端な非常識な軍国主義や統制主義を産み出す心的要素のあることを内省して、大に警戒し、将来の対策を考へなければならぬ。それは我々の心の洗ひ直はしである。国民の一部の人々の悪口をいつてゐて、それで済まされるものではあり得ない。

傾聴に値する論点を含んではいるが、大島の論説の全体からは、戦後民主主義に対する強い反感が感じとれるし、一五年戦争の侵略性に関する認識や他民族に対する加害性の自覚も希薄であるように思われる。その点では、津田や大島のような形で民衆の戦争責任を問題にする論者の主張の中には、主体的な戦争責任論の深化という方向に向う契機と、戦後民主主義に対する反発や「一億総懺悔」論的な戦争責任否定論の方向に向う契機とが、未分化のまま内包されていたといえよう。そして、その場合に、そうした論者の議論が退行的な戦争責任論の方向に向わないための内的な歯止めは、恐らく他民族に対する加害責任の自覚にあったのではなからうか。

同時に、左翼や「進歩的文化人」の問題としてこの問題をとらえ直すならば、彼らが津田や大島の主張の中に

はらまれている二つの契機を峻別し、その良質な要素との接点をさぐろうとする柔軟なアプローチをとりえなかったことが批判されなければならないだろう。

第三に重要なのは、赤澤史朗が高橋彦博『民衆の側の戦争責任』（青木書店、一九八九年）への書評（『歴史評論』一九八九年一〇月号）の中で指摘しているように、「大熊信行の場合にせよ亀井勝一郎の場合にせよ、戦後比較的早い時期から『民衆の側の戦争責任』の存在を指摘した人々は、おもに民族的責任という点に考えをめぐらした人たちであった」。したがって、民族としての一体性が強調されることによって国内における戦争責任問題の追及が曖昧されることを恐れ、また、戦前のナショナリズムの復活に強い警戒心をいだく左翼や「進歩的文化人」の側は、その「民族」の論理の故に、「国民責任論」からある種の距離をおこうとしたと考えられる。

事実、知識人たちのこのような危惧は、必ずしも杞憂ではなかった。アメリカ國務省のシチュエーション・レポートが、戦争責任問題の明確化より国家的再建のための国民的統一の必要性を重視するという世論の新たな動向についてふれていることに関しては、すでに指摘した

通りであるが、さらに同レポートによれば、東京裁判の審理が弁護側の立証段階に入り、東条英機被告が太平洋戦争の開戦を全面的に正当化するような証言を行なうと、敗戦直後の反東条気運は後景に退いて、国民の間には東条に対する共感すらひろがるようになったのである。

また、東京裁判の弁護団の中にも、その中心的存在であった清瀬一郎のように、対内的責任と対外的責任をいちおう区別しながらも対外的責任の否定と日本国家の対外政策の弁護を正面にすることによって事実上、国内における戦争責任論議を棚上げにしようとする人々が存在した。清瀬は「国際裁判に立つ心境」（『政経春秋』第一巻第六号、一九四六年）の中で、裁判に臨む自らの姿勢を説明して、「この裁判の性質が国内責任を問ふものであつたならば私共弁護士としても自ら今日の態度とは異なる態度をとるに到つたらう。しかし今回の裁判性質が国際裁判であるが為に甚だ微力ながらも猷身的な努力をして、我が国の過去に於てとり来つた立場を世界的に表明して見ようと思つてゐる次第である」と述べているが、ここでは日本民族としての立場が強調されることによって、事実上、指導者の責任が不問に付されているのがわ

かる。

次に、角度を変えて、東京裁判をめぐる戦争責任論について検討を加えてみることにしよう。

- (1) Meirion and Susie Harries, *Sheathing the Sword, the Demilitarisation of Japan* (London, 1987) も東条証言はむしろ東条側の宣伝戦の勝利に終ったと評している。
- (2) なお、清瀬は敗戦直後に書いた「新日本政治の方向」『週刊朝日』第一三三六・一三三七合併号、一九四五年)の中でも、「大東亜共栄圏の建設」という「理想」の喪失によって、青少年の間に「ある種の自卑的感情」や「欧米人に対する自卑的態度」がひろがることを強く危惧していた。

四 東京裁判をめぐる戦争責任論

この領域でも実に様々な論点が提出されているが、その第一の特徴は、戦犯問題の処理が全面的に連合国の手に委ねられたことに對する危惧の声が少なくなかったことである。すなわち、大宅壮一「追放はもう終つたか」『座談』第二巻第八号、一九四八年)は、ドイツやイタリアの場合と異なり、「日本では、近く市ヶ谷裁判(東京裁判—引用者)が終るといふ事に、国民大衆自身の手

で戦犯者を裁こうとする輿論の片影すら発見することができない。ただ新憲法の上で戦争を放棄し、『日本の民主化』をお題目のように唱えていれば、それでいいのであろうか」として、東京裁判の限界を強く意識しつつ、公職追放問題に日本人自身が主体的・積極的に関与することの重要性を強調しているし、弁護士⁽¹⁾の布施辰治も、一九四六年一月二五日に自由懇話会の主催で開催された公開研究会Ⅱ『『東京裁判』から何を学ぶか』の席上で、東京裁判の検事団や判事団に日本人が全く加わっていないことの不当性を指摘し、戦争に反対した日本人を裁判に参加させることを主張している。

さらに、この問題では、軍隊内における「私的制裁」に代表されるような「日本人の同胞虐待」に抗議して、「被害者は訴へよう。悪漢どもを裁判にかけよう！」と訴えた安藤院一「精神棒」『新聞記者』第一巻第三号、一九四六年)、「戦争犯罪人裁判が我國の軍国主義を一掃してくれるかのやうにかんがへて、これに一切をまかせきりにすること」を批判して、「国内の人民の手でも戦犯追求を進めること」を主張した小椋広勝「戦犯裁判に對する正しい態度」『われらの科学』一九四六年五月

号)、A級戦犯容疑者を連合国側の戦犯裁判だけではなく、日本側の「人民法廷」にもかけることを要求した赤羽良平「人民法廷の開設」(『信毎情報』一九四八年三月号)などの論説も重要である。特に赤羽のそれは、「人民法廷」開設の理由を、「戦争責任は国民に対して負うべきであり、同時にこれによつて国民もまた彼等(A級戦犯—引用者)をして戦争に指向せしめた責任—それが道義的なものであつて政治的な責任ではないにしても—を反省すべきであると思うからだ。たゞ単に連合国の断罪にのみお任せして、それで一切は相済みとして済ませる問題ではなくまた国民としても反省、自悔はおろかなんらの関心さえも示さないようであつては、折角の国際裁判の意味がなくなるのである」と説明しており、民衆の戦争責任という論点との関連でも、注目に値する内容となっている。

同時に、連合国によるA級戦犯裁判の中で訴追を免れた人々に対する関心も決して低くはないようである。例えば、「国際裁判において天皇の責任が追及されなかつたにしても今次の戦争に対し天皇に至高至大な責任の存する」ということは、天日の如く明かな道理ではないか」

として天皇の退位を要求した細川嘉六「国際裁判の終結と天皇の責任」(『人民戦線』第四卷第二六・二七合併号、一九四八年)、同じく、「天皇の責任こそ追及さるべきであったと主張する」とした四家正「極東裁判の示すもの」(『前衛』第二八号、一九四八年)、さらに、侵略戦争の実際の推進力であつた「独伊派青年将校」(陸海軍の中堅幕僚層)の戦争責任が曖昧にされていることを力説した石田秀人「全国数十万に及ぶ『公職追放』審査の真相」(『時局』第一四四号、一九四九年)などを例示することができよう。

なお、戦犯裁判の連合国による肩がわりを憂うる声との関連でいえば、連合国側のいわば「戦後責任」を問う主張が存在したことも見落すことができない。『東洋経済新報』第二三五〇号(一九四八年)の論説、「世界全体が反省の要あり」がそれであるが、そこではニュルンベルグ裁判と東京裁判の法理が戦後の国際政治の中で必ずしも尊重されず、むしろ冷戦への動きが強まりつつあることが指摘された上で、「そうとすれば、今度の判決の趣旨を徹底するためには、独り日本のみならず、世界全体、就中連合国側の反省と聡明な政治に俟つこと多大

なものありと断ずるのは不当ではあるまい」と論じられていたのである。

東京裁判をめぐる論議の第二の特徴は、アジアに対する戦争責任の自覚がまがりなりにも見られたことである。ことに、この点で最も重要な論点を提起しているのは、東京裁判の弁護人でもあった法学者の戒能通孝であろう。戒能は論文、「中日戦争と太平洋戦争」⁽²⁾の中で「中日戦争」と「太平洋戦争」とが一連の密接不可分の戦争であったことを強調し、「実際において太平洋戦争は、中日戦争の心理的、および論理的拡大であり、かつその帰結にすぎなかった。東条とその内閣は、中日戦争の心理的に組織してきたつたものをほぐしだし、これに最終的タツチを与えるだけの役割を演じたのみである。車が坂道からころがりおちてくる場合、途中で一押しを加えた者の責任は、初めに車を落した者に比較して、果してより多く重大だといえるだろうか」として、戦争責任問題の核心には対中国戦争がすえられなければならないことを、明確に指摘していたのである。

また、戒能は、座談会Ⅱ「東京裁判と日本の民主化」(『われらの世界』第三巻第八号、一九四八年)の中でも、

「戦争裁判の中心を東条におくのがおかしいもので、むしろ満州事変、日華事変というものを中心に考えて見なければならぬのです。〔中略〕戦争裁判は東条裁判だと考えることに何か間違いがないでさうか」⁽³⁾と発言しており、東京裁判が東条内閣の対米開戦責任の追及に傾斜しがちであることをはっきりと批判している。戒能のこれら一連の主張は、「一五年戦争」という呼称こそ用いていないものの、一九五六年の鶴見俊輔によるその呼称の提起を事実上先取りする先駆的な問題提起であるといえよう。

さらに、アジアとのかかわりでいえば、読売新聞の長文連の問題提起も重要である。長は前述の公開研究会Ⅱ「『東京裁判』から何を学ぶか」の中で、日本の植民地支配によって大きな被害を蒙った朝鮮及び台湾の諸民族が、「日本の戦争責任について具体的な発言権をもつてゐない事実」を指摘し、そのことの不当性を訴えていたのである。長のこの発言は、日本の植民地支配責任についてふれた当時としてはきわめて稀な事例であり、その意味でも貴重な内容を持っている。

東京裁判をめぐる論議の第三の特徴は、民衆の裁判に

対する関心の低さを憂え、これを強く批判する論者が数多く存在する一方で、やはり、ここでも、民衆自身の戦争責任の問題を取り上げた論者が少なくなかったことである。前者に關していえば、東京裁判に対する民衆の受動的で消極的な姿勢を批判した『日本評論』一九四六年六月号の「主張」^(一)「戦犯追求の論理」、同誌一九四八年四月号の「今日の言葉」^(二)「東京裁判の終幕にあたって」、民衆の判決に対する無関心さを「国民的なデカダンス」と評した『世界』一九四九年二月号の「座標」^(三)「東京裁判の表情」などがそれである。

また、後者に関していえば、「われ／＼は、『戦犯』と称される一連の戦争煽動者が登場したとき、拍手喝采をもって彼らを迎へ、失脚したとき、人々にならつてこれに唾をかけ、そして、—今ではもうほとんど彼らのことなど忘れてゐる」として、『戦犯』にたいするわれ／＼の怠惰」をも「完全に処刑」することを主張した『VAN』第二巻第一二号（一九四七年）の「時評」、「その他多くの人々の支えがなかったとしたらこれらの人々の意思に副うて車は果して動いたであろうか。……『われ／＼もまた二十八被告といふさばかれる』という気持は

こうした感慨からも湧き起つてくる」とした宮本源七郎「断罪の日に（東京裁判々決の日）」（『政界』第一集、一九四九年）、軍部の指導者にだまされた以上、「日本人の大多数は、自分が愚かであつたことに對し、責任を負わなければならないのだ」とする阿部真之助「東京裁判はなぜ行われたか」（『家の光』第二五巻第一号、一九四九年）などをあげることができよう。

さらに、この民衆の戦争責任の問題でも、やはり戒能通孝が重要な論点を提出している。すなわち、戒能は、「戦争裁判は何を教えるか」（『地上』一九四八年四月号）の中で、東京裁判の判決を一人一人の日本人が真剣に受けとめ、自己の良心に照らして自分自身の判決を書き上げなければならないとして、次のように論じているのである。

軍がどれほど強力でも、国民の消極的支持がなかったら、あれほどまで乱暴な行動を続けていくことはできなかつたはずである。東京裁判の被告らが、それ／＼の立場から糾弾されたのは、ことばをかえていえば、われ／＼のどこかにあるゴロツキ的な精神や、便乗的な精神が、何かの形で糾弾されている

のであつて、それをまともにうけることがなかつたならば、ほんとうの国家再建は、まだく遠い先きのことだろう。

しかし、戒能の場合にあつても、民衆の責任の問題を、「民衆の戦争責任」という形でとらえることには抵抗もあつたようである。なぜなら、座談会、「東京裁判の事実と法理」(『法律時報』一九四九年二月号)の中で、参政権を与えられている民主国家の場合は民衆にも戦争に対する責任があるのではないかという高野雄一の問題提起に対して、戒能は、「日本の場合にはあの当時の議会が、本当に民衆を代表していたかどうか、というところの問題がある」と応じ、また、別の箇所では、東京裁判によって「日本人全体が裁かれておるのでなく、これと東条とか板垣とかいう個人が裁かれておるということを、余程厳密に区別しなければならんと思う。東条や板垣と一緒に俺達も裁かれておるのだというふうに一般民衆に感じさせる努力は、悪い努力だと思う」と発言しているからである。やはり戒能の場合にも、国家指導者の戦争責任を曖昧にさせないというある種の政治的配慮が、その議論の全体を強く規制していたとみるべきだろう。⁽⁴⁾

なお、最後に、民衆の戦争責任の問題とも関連した重要な論点を提起している論説として、『東洋経済新報』第二二二二号(一九四六年)の「社論」『戦争の根因を突止めよ A級戦犯弁護士団に望む』の存在を指摘しておきたい。この論説は、東京裁判の被告は、「実は我が『日本』そのもの」であり、「日本の政治的、経済的、社会的構造のなかに、かゝる侵略的指導者を生み出し、これに追隨する国民を生み出す基礎があつた」とする立場から、明治維新にまでさかのぼって戦争の根本原因を明らかにすることを求めているのである。

- (1) この研究会の速記録は、『自由懇話会』第二巻第三号(一九四七年)に掲載される予定であつたが、GHQの検閲の結果、その全文が削除されることになった。
- (2) 『中国研究』第六号(一九四九年)に掲載される予定であつたこの論文も、検閲の結果、全文が削除となる。
- (3) 傍線部分は検閲により削除。
- (4) 興味深いことに、この座談会に参加していた丸山真男も、戒能とはほぼ同趣旨の発言をしている。

おわりに—総括と展望

以上、概観してきたように、占領期の戦争責任論には、

民衆自身の戦争責任という重いテーマが必ずしも正面から論じられず、また、論者自身の戦争協力・戦争責任の問題が安易な形で処理される傾向があるなど、主体的な戦争責任論という点からいえば、確かに大きな限界や歪みがみられた。しかし、戒能通孝の諸論稿に代表されるように、民衆の戦争責任の問題や対アジア責任の問題をも視野に入れたすぐれた内容の戦争責任論も決して少なくはなく、全体としてみるならば、現在に至る戦争責任論の基本的論点は、不十分な形であるにせよ、すでにこの段階で提出されているということができよう。⁽¹⁾

それにもかかわらず、主体的な戦争責任論の深化が充分になされなかったのは、知識人の側に、指導者の免責や「一億総懺悔」論につながりかねない議論、さらには民衆のナショナルな感情に対するある種の警戒心が根強く存在し、それが彼らの戦争責任論の全体を強く規制していたからである。そして、当時の政治状況や思想状況を考慮に入れるならば、知識人の側のこうした政治的配慮には、それなりの現実的根拠が見い出されるように思われる。⁽²⁾

同時に、当時の民衆状況に目を転じるならば、民衆の

大部分は、「ダマサレタ」という形で自己の戦争協力・戦争責任の問題を「清算」し、「一億総懺悔」論的な議論の影響を受けることはなかったものの、深刻な生活難に直面していたこともあって戦争責任問題や東京裁判に対する関心は概して低調であった。こうした中で、戦争責任の問題を論じてきた知識人の多くは、すでに述べてきたような配慮もあって、指導者の責任の問題に議論を集中させつつ主体的な戦争責任論の深化という課題をひとまず棚上げにして、問題をいわば「先送り」にしたのではなからうか。

だとするならば、最大の問題は、その後の時期、すなわち、「片面講和」であるにせよ、一九五一年のサンフランシスコ講和条約によってまがりなりにも国際社会への復帰が完了し、国民生活にもある程度のゆとりが生じてきた時期に、占領期の戦争責任論が、とりわけ主体的な戦争責任論の領域で継承され発展されなかったのか、さらには、なぜ、そうした状況が現在に至るまで継続しているのか、という点にこそ存する。

その原因の一つは、当時の国際環境が日本の保守派にとって有利な方向で作用し、戦争責任問題の曖昧な形で

の棚上げを可能にしたことに求められるだろう。事実、米ソの冷戦の激化はアメリカの対日宥和政策を必然化したし、日本帝国主義の侵略の直接の対象となったアジア諸国は未だ独立や建国の過程にあって、その国際的地位や発言権も小さなものでしかなかった。また、「高度成長」自体が、人々の関心をGNPの増大や個人の生活の向上という経済的ないし私的領域に「かこいこむ」という点で、高度の政治的効果を持ったことも否定することできない。

同時に、そうした客観的な条件だけでなく、戦争責任論の継承・発展という課題を充分に担うことができなかった「主体」の側にはらまれる問題点が、知識人や大衆運動、革新勢力等々の現実在即して、今あらためて批判的に再検討されなければならないだろう。

(1) この点で、藤沢法暎が日本教育学会第四六回大会での報告、「平和教育と戦争責任」(『教育学研究』第五五巻第一号、一九八八年)の中で、ドイツの場合と異なり敗戦直後の「日本のコミュニスト(ないしマルクス主義者)」は民衆の戦争責任は問わなかった」としているのは、少なくとも日本の状況に関するかぎり、あまりにも単線的な概括化である。同様に、高橋彦博の前掲『民衆の側の戦争責任』にも、戦後の戦争責任論に対するいさか性急な否定的評価がみられる。

(2) 荒井信一も、「対論 歴史家の戦争責任をめぐって」(『歴史評論』一九八八年八月号)の中で、民衆の戦争責任という問題提起の重要性を認めつつも、占領期にそれを提起することに関しては、「下手をすると、東京裁判のそれを含めたオール否定の論理になってしまふ。それがあの段階でプラスになったのかどうか」として、否定的な見解を述べている。

(一橋大学助教授)